

療育手帳が第1種障害者でない方と介護のための同伴者の方へ ～「免除証明書」等のご案内～

当館は栃木県の「障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例」の対象施設として、療育手帳の所持者につきましては等級に関係なく観覧料が無料となっております。また、介護のための同伴者（以下「介護者」という。）につきましても手帳の旅客運賃の割引欄が第1種の方に限って1名のみ無料となりますが、それ以外の方の介護者は条例で認められておりません。

当館では、館独自のサービスといたしまして、手帳の旅客運賃の割引欄が第1種以外でも、手帳所持者が小人（中学生まで）であれば、別紙「栃木県子ども総合科学館観覧料等免除申請書（以下「免除申請書」という。）」を提出していただくことで、介護者1名のみ無料で入館できることになっております。

また、免除申請書提出時に、「免除証明書」の発行をご希望いただければ、ご来館の度に免除申請書を書いていただく必要がなくなります。免除証明書は、手帳所持者本人に発行いたしますので、一緒にいらっしゃる介護者は、どなたでも対象となることができます。

免除申請書の受付及び免除証明書の申込・発行は、当館事務室内の団体受付において行っておりますので、是非ご利用ください。

[注意事項等]

- ・免除申請書には手帳所持者の手帳のコピーが必要となります。
→コピーは受付でお取りしますので、持参の必要はありません。
- ・免除証明書の発行を希望しない場合は、ご利用の度に免除申請書を提出していただく必要があります。その場合は、免除申請書のタイトル部分のカッコ書き「（兼免除証明書発行申請書）」を棒線で消してください。
- ・免除証明書の対象施設は**展示場及びプラネタリウム**です。（プラネタリウムは残席が確保できた場合のみ対応可です。）
免除証明書を提示することで介護者が対象施設を無料で利用できます。

【お問い合わせ】



公益財団法人とちぎ未来づくり財団
子ども総合科学館 管理課

〒321-0151 宇都宮市西川田町567
電話 028-659-5555

【免除申請書見本】

[療育用]



WARRANT
免除証明書
TOCHIGI SCIENCE MUSEUM
栃木県子ども総合科学館



No. _____
氏名 _____
平成 年 月 日 発行
平成 年 月 日 まで有効

栃木県子ども総合科学館免除証明書

【ご利用方法】

- 1 展示場・プラネタリウムに入館する時は必ず提示してください。
- 2 貸し自転車、ミニ機関車には使えません。
- 3 本券で介護者である同伴者1名のみ無料となります。
- 4 有効期限は平成26年3月31日まで

【開館時間】 午前9時30分～午後4時30分（入館は4時まで）

【休館日】 ●毎週月曜日 ●年末年始（12月28日～1月4日）
●毎月第4木曜日 ●臨時休館日
●祝祭日の翌日

※このカードを拾った方は、栃木県子ども総合科学館管理課までご連絡ください。
〒321-0151
栃木県宇都宮市西川田町567 Tel.028-659-5555(代)
栃木県子ども総合科学館